

テレビオプション伝送サービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章～第3章10条（略）

（テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡）

第11条テレビオプション伝送サービス契約に係る権利（テレビオプション伝送サービス契約者がテレビオプション伝送サービス契約に基づいてテレビオプション伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属テレビオプション伝送サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るIP通信網サービス利用権に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。

第1章～第3章10条（略）

（テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡）

第11条テレビオプション伝送サービス契約に係る権利（テレビオプション伝送サービス契約者がテレビオプション伝送サービス契約に基づいてテレビオプション伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当社所定の方法により所属テレビオプション伝送サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の提出をもって代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりテレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者がテレビオプション伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係るIP通信網サービス利用権に係る利用権の譲渡に伴うものでないとき。

<p>(3) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその テレビオプション伝送サービス契約に係る利用回線に関する I P 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者同一の者でないとき。</p> <p>4 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、テレビオプション伝送サービス契約者の有していたテレビオプション伝送サービスに係る権利及び義務（第 26（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p>	<p>(3) テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその テレビオプション伝送サービス契約に係る利用回線に関する I P 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者同一の者でないとき。</p> <p>4 テレビオプション伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、テレビオプション伝送サービス契約者の有していたテレビオプション伝送サービスに係る権利及び義務（第 26（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p>
<p>第 3 章 1 2 条～第 3 表（略）</p>	<p>第 3 章 1 2 条～第 3 表（略）</p>
	<p>附 則（令和 5 年 6 月 8 日 レバN第009600000666-01号）</p>
	<p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。</p>